# 家庭用蓄電池VPPサービス「わけトク」利用規約

#### 1.目的

本規約は、東邦ガス株式会社(以下「当社」といいます。)がお客さまに提供する本サービス(2.にて定義します。)の内容・提供条件等を定めることを目的とします。

## 2.用語の定義

本規約で用いる用語の定義は、以下の各号のとおりとします。

- 「1]「本サービス」とは、電力需給逼迫時などに、当社が、遠陽制御によりお客さまの対象設備に充放電を指示」、逆潮流電力を買い取るサービスをいいます。
- [2]「対象設備」とは、別表1に定める本サービスの適用対象となる設備をいいます。
- [3]「逆潮流電力」とは、対象設備から放電した電力のうち、設置場所においてお客さまが使用する電力を上回り、電力系統へ流れる電力をいいます。
- [4]「設置場所」とは、対象設備が設置されている建物をいいます。
- [5]「買電量」とは、当社がお客さまから買い取った逆潮流電力の量をいいます。なお、買電量の単位は1kWh(端数切り捨て)とします。
- [6]「買電額」とは、当社がお客さまから買い取った逆潮流電力の買取金額をいいます。
- 「7]「本契約」とは、本規約に基づき当社とお客さまとの間で締結される本サービスの提供に関する契約をいいます。
- [8]「発電余剰電力買取契約」とは、当社が提供する太陽光発電設備の発電余剰電力買取制度の利用契約をいいます。
- [9]「発電余剰電力」とは、発電余剰電力買取契約において、当社がお客さまから買い取る電力をいいます。

# 3.適用条件

- 当社が本サービスを提供するには、お客さまが次の適用条件を全て満たすことが必要です。
- [1]本規約を承諾の上、本サービスの利用をお申込みいただいていること。
- [2]対象設備が、愛知・岐阜・三重県内であって当社が定める地域に設置されていること。
- [3]設置場所において、当社と電気需給契約および発電余剰電力買取契約を締結していること。また、発電余剰電力買取契約と本契約の契約名義人が同一であること。
- [4]対象設備がインターネットに接続され、かつ、別表1に示す、対象設備メーカーの提供する遠隔モニタリングサービス等の当社が指定するサービスにお客さまが加入しており、当社が遠隔制御による 対象設備の充放電指示を行うことができること。
- [5]設置場所に設置している太陽光発電設備と対象設備の最大出力の合計が10kW未満であること。
- [6]設置場所において、当社が指定する設備(別表2参照)以外のエネファーム・エコウィルを併設していないこと。また、エネファームについては当社が定める、エネファームtypeS発電余剰電力買取 契約を締結していないこと。
- [7]一般送配電事業者の電力メーターにより買電量を計量できること。

#### 4.当社へのお申込み

- (1)本サービスの利用をご希望されるお客さまは、本規約をご承諾いただいた上で、当社所定の様式により、当社にお申込みいただきます。
- (2)当社は、(1)のお申込みの承諾に先立って、必要に応じて現地調査を行い、3.に定める適用条件を全て満たすことを確認し、一般送配電事業者との間で、本サービスの提供に必要となる系統連系手続きおよび発電量調整供給に係る手続きを行います。お客さまは、当該手続きにご協力いただくものとします。
- (3)当社は、(2)の手続きの実施後、本サービスの提供に必要となる対象設備の設定を行い、当該設定を完了したときに(1)のお申込みを承諾します。
- (4)当社は、以下のいずれかに該当する場合、お客さまのお申込みを承諾しない場合があります。
- [1]お客さまが、本サービスの提供に必要となる手続きにご協力いただけない場合
- [2]3.に定める適用条件が満たされない場合
- [3]お客さまのお申込み内容に虚偽や不正があった場合
- [4]その他、お客さまに対する本サービスの提供が適切でないと当社が判断した場合
- (5)本サービスの提供に際し、配線工事等の工事に係る費用または一般送配電事業者等の第三者に対して支払う費用が発生する場合、当該費用はお客さまにご負担いただきます。
- (6) (1)~(4)の定めにかかわらず、当社は、電力市場の変化・政策動向等・事業環境の変化等を理由に、本サービスのお申込みの受付を休止もしくは中止し、または本サービスを終了することがあります。

## 5.確認事項

お客さまは、本サービスの利用にあたり、以下の事項を承諾するものとします。

- [1]当社が対象設備を遠隔制御し、また、対象設備の運転データ等を取得すること。
- [2]当社が逆潮流電力の買取を行う日にち・時間帯・回数等は、当社の裁量で決定すること。
- [3]本サービスの提供や終了に伴い必要となる現地調査・対象設備の設定等のために、当社または当社の指定する者がお客さまの敷地や設置場所へ立ち入ること。また、お客さまはこれにご協力いただくこと。
- [4]対象設備に関して、当社による製品保証は行わず、メーカーの定める保証内容にてメーカーによる製品保証が行われること。
- [5]本サービスの提供に際し、一般送配電事業者による分電盤内のサービスブレーカーの撤去工事が必要となる場合があること。
- [6]設置場所において当社と締結している電気需給契約もしくは発電余剰電力買取契約を解除する場合には、事前に、本契約を解除していただく必要があること。
- [7]当社による充放電指示の実施時に、お客さまがリモコン操作による対象設備の制御を行った場合、正常に充放電指示を行えないこと。
- [8]本サービスの利用により、設置場所の電気需給契約における電気料金が増額する場合があること。

## 6.契約期間・サービス提供開始日

- (1)本契約は、4.(3)に基づき当社がお客さまのお申込みを承諾した日に成立します。
- (2)契約期間は、本契約成立日から1年間とします。なお、契約期間満了日の3か月前までにお客さままたは当社のいずれからも申し出がない場合、本契約は同一条件でさらに1年間延長されるものとし、以降も同様とします。
- (3)当社は、本契約成立後、遠隔制御システムへの対象設備の登録手続きを行います。当該手続きの完了後、本サービスの提供を開始します。

## 7.買電量・買電額の算定

- (1)買電量の算定期間は、原則として、毎月1日から末日までとします。
- (2)買電量は、一般送配電事業者が行う検針により確定するものとし、検針値は当社が一般送配電事業者から入手するものとします。
- (3)当社の放電指示により逆潮流電力の買取が行われている時間帯に、同時に発電余剰電力の買取が行われた場合、当該時間帯において計量された買取電力量は、全て逆潮流電力の買電量とみなします。
- (4)買電額は、毎月の買電量に当該月の買取単価を乗じて算定するものとします。なお、毎月の買電額の単位は1円(端数切り上げ)とします。
- (5)逆潮流電力の買取単価は、当社のWebサイト上で定めるものとします。なお、買取単価は、別表3に定める基準単価以上とし、この範囲内で当社にて任意に変更できるものとします。また、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の金額に応じて買取単価は毎月変動します。
- (6)お客さまと当社の間で電気需給契約および発電余剰電力買取契約が締結されていないこと、その他の当社の責めによらない事由により、一般送配電事業者から検針値の提供がなされない場合、 買電量は0kWhとして取り扱います。また、買電量が異常値であると疑われる場合、当社は、前年同時期や前月の買電量その他の事情を踏まえて、お客さまと協議の上、当該買電量を補正することができるものとします。

## お客さま控

#### 8.買電額の支払

- (1)当社は、当年度(当年4月1日から翌年3月末日までを指します。)の買電量について算定された買電額の合計額を、まとめて翌年度の6月末日までに、お客さまの指定する金融機関口座に振り込む 方法によりお支払いします。
- (2)お客さま都合による入金回数、入金時期、お支払方法の変更はできません。
- (3)毎月の買電量および買取単価、ならびに毎年度まとめて算定される買電額は、お申込み時にご登録いただいたお客さまのメールアドレスに通知する方法、当社のWebサイトを通じて通知する方法、またはその他の当社が適当と判断する方法によりお知らせします。
- (4)設置場所において当社と都市ガス使用契約または電気需給契約を締結し、そのガス料金または電気料金をお支払い期限内にお支払いいただけなかった場合、当社は、当該料金のお支払いが全てなされるまで、買電額のお支払いを留保させていただく場合があります。

#### 9.サービスの提供停止

- (1)次のいずれかに該当する場合、当社は、本サービスの提供を一時的に停止することができるものとします。
- [1]お客さまが3.に定める適用条件のいずれかを満たさなくなった場合
- [2]電気需給契約における当社に対するお客さまの債務不履行、電気設備の不当な改造等により、設置場所への電気の供給が停止された場合
- [3]一般送配電事業者の都合により、電気の供給が制限または停止された場合
- [4]お客さまが、一般送配電事業者が定める託送供給等約款における発電者に係る事項を遵守せず、発電量調整供給を停止された場合
- [5]本サービスのメンテナンスを行う場合など、本サービスの運営上必要であると当社が判断した場合
- [6]メーカー等が提供する対象設備の遠隔制御システムの不具合または天災地変等により、本サービスの提供が困難となった場合
- [7]エネルギー価格の変動、事業環境の変化等を理由に、やむを得ず、当社が本サービスの提供を停止させていただかざるを得ないと判断した場合
- (2)(1)により本サービスの提供を停止した場合、当社は、当社が適当と判断する方法によりお客さまにその旨をお知らせします。
- (3)当社は、(1)に基づく本サービスの提供停止によりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

#### 10.契約の解除

- (1)お客さまは、任意に本契約を解除することができるものとします。
- (2)当社は、次のいずれかに該当する場合、本契約を解除することができるものとします。
- [1]お客さまが3.に定める適用条件のいずれかを満たさなくなった場合
- [2]お客さまが本規約に違反した場合または当社に虚偽の申請を行った場合
- [3]その他、お客さまに対する本サービスの提供が適切でないと当社が判断した場合
- [4]本サービスの提供停止期間の長期化、電力市場の変化、政策動向等、事業環境の変化等を理由に、やむを得ず、当社が本契約を解除させていただかざるを得ないと判断した場合
- (3) (1)によりお客さまが本契約を解除する場合、お客さまは、当社所定の様式により当社に対して本契約の解除を申請いただきます。当該申請を当社が受領した日をもって、本契約は解除されるものとします。
- (4) (2)により当社が本契約を解除する場合、当社は、解除前または解除後速やかに、当社が適当と判断する方法により、お客さまに契約解除日をお知らせします。
- (5)お客さまが(2) [1]~[3]に該当した場合、当社は、(2) [1]~[3]に該当したと認められる日以降の買取単価を0円/kWhとして取り扱うことがあります。なお、当該該当日以降分の買電額のお支払いが既に行われている場合、当該買電額を当社に対してご返金いただきます。
- (6)当社は、(2)に基づく本契約の解除によりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

#### 11.契約終了後の取扱い

- (1)契約期間満了または契約解除により本契約が終了した場合、当社は、一般送配電事業者との間で、本サービスの提供終了に伴い必要となる系統連系手続きおよび発電量調整供給の解除に係る手続きを行います。お客さまは、当該手続きにご協力いただくものとします。
- (2)当社は、(1)の手続きの実施後、本サービスの提供終了に伴い必要となる対象設備の設定を行います。なお、10.(2) [1]~[3]により本契約が解除された場合、当該設定に要した実費をお客さまにご 負担いただくことがあります。
- (3)契約期間満了または契約解除により本契約が終了した場合、当社は、当該年度の初日から本契約終了日までの買電額を、本契約終了日から3か月以内に、8.の定めに従ってお客さまにお支払いします。
- (4)お客さまが、(1)(2)に定める手続きにご協力いただけない場合、当社は、お客さまの同意なく当該手続きを実施できるものとします。

## 12.権利義務の譲渡等の禁止

お客さまは、本契約により生ずる権利および義務を、第三者に譲渡し、承継し、または担保に供してはならないものとします。なお、この第三者には、設置場所をお客さまから譲り受けた方または借り受けた方を含みます。

## 13.規約の変更

- (1)当社は、民法548条の4の規定に基づいて本規約の変更をすることにより、変更後の本規約の条項について合意があったものとみなし、個別にお客さまと合意することなく本契約の内容を変更することができるものとします。
- (2)当社は、前項の規定による本規約の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期を、事前に、当社のWebサイト に掲載する方法またはその他の適切な方法により、お客さまに周知するものとします。

# 14.お客さま情報の取扱い

- (1)当社は、本サービスの提供にあたり取得したお客さまの個人情報(以下「お客さま情報」といいます。)を、以下の利用目的に利用させていただくことがあります。
- [1]本サービスの提供、運営、改善等に必要な業務
- [2]本サービスに関するアンケートの実施等
- [3]エネルギー消費の分析、機器開発等
- [4]当社、当社グループ会社、協力会社、当社提携先の商品・サービス・イベント等のお知らせ・PR
- [5]当社のWebサイトに掲載する「個人情報の取扱いについて」(https://www.tohogas.co.jp/siteinfo/privacypolicy/)において定める個人情報の利用目的
- (2)当社は、お客さま情報を、本サービスの提供および逆潮流電力の利用等のために必要な範囲で、一般送配電事業者、電力広域的運営推進機関、非FIT非化石証書電源に係る認定業務事業者、 対象設備のメーカー、対象設備の制御システムの提供事業者、当社の販売店・施工店等、および当社の業務委託先に提供させていただきます。提供したお客さま情報は、各事業者の定める 利用目的に従って取り扱われます。
- (3) (2)に加え、当社は、お客さま情報を、関係法令・官公庁・一般送配電事業者等による指示に従い、当該官公庁・一般送配電事業者等に対して提供できるものとします。
- (4)当社は、本サービスの提供および逆潮流電力の利用等のために必要な範囲で、(2)に定める事業者から、お客さまの個人情報を取得する場合があります。

#### 15.お客さまのご協力

- (1)お客さまは、一般送配電事業者が定める系統連系技術基準および託送供給約款等を遵守するものとします。
- (2)お客さまは、当社が本サービスに関するアンケートを実施する場合、ご協力いただくものとします。
- (3)当社は、お客さまに対して、本サービスに関する取材、取材内容のカタログ・ホームページ等への掲載、本サービスのPR等をお願いする場合があります。
- (4)お客さまは、買電額の振込先口座等、当社に通知したお客さまの情報に変更が生じた場合、速やかに当社にご連絡いただくものとします。
- (5)お客さまは、3.に定める適用条件を満たさなくなる場合、当社にご連絡いただくものとします。
- (6)今後、法令等の新設または改正によって、逆潮流電力に環境価値に関する権利を取得できるようになった場合、この権利について、当社に帰属するものとします。
- (7)お客さまは、本サービスを利用するにあたり、電力広域的運営推進機関が運営する容量市場、需給調整市場等に電源として当社が登録することを認めるものとします。

#### 16.免責

- (1)次に定める事項に該当した場合、当社は、これによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
- [1]天災地変、戦争、暴動等の不可抗力事由が生じたことにより、本サービスの提供に遅延または不履行が生じた場合
- 「2]本サービスの利用による対象設備の劣化、当社の責めによらない対象設備の故障等が生じた場合
- [3]メーカー等が提供する対象設備の遠隔制御システムの不具合、故障等が発生した場合
- 「4]通信障害等の当社の責めによらない事由により、対象設備の遠隔制御を正常に行えなかった場合
- [5]本サービスの利用により、対象設備のメーカー独自の制御またはお客さまの設定に従った運転が制限され、または正常に行われなかった場合
- [6]当社による充放電指示の実施時に、お客さまがリモコン操作による対象設備の制御を行い、正常に充放電指示を行えなかった場合
- [7]一般送配電事業者からの検針値の提供の遅延または不履行、本サービスのお申込み時における記載内容の不備、買電額の振込先口座の変更時における当社に対するご連絡の遅延や不足、 その他の当社の責めによらない事由により、お客さまに対する買電量・買電額等の通知および買電額のお支払いについて、遅延または不履行が生じた場合
- [8]お客さまが本規約に違反した場合
- [9]その他、当社の責めによらない事由により、お客さまに損害が生じた場合
- (2)対象設備の遠隔制御システムのセキュリティリスクに関して、当社は当社所定の基準に基づいて確認を行っていますが技術水準やセキュリティリスクは常に変化しているため、セキュリティインシ デントの不発生を保証するものではありません。
- (3)本サービスの提供にあたり、当社は、オムロン ソーシアルソリューションズ株式会社(以下「オムロン」といいます。)が提供する対象設備の制御システムを使用しますが、当該システムは、お客さまの 経済的利益を保証するものではなく、当該システムの利用によりお客さまに不利益が生じた場合でも、オムロンおよび当社は責任を負わないものとします。また、当該システムの利用規約の定めに 基づくシステム提供用設備の変更、システム提供の中止・中断・制限その他の措置によりお客さまに生じた損害についても、オムロンおよび当社は責任を負わないものとします。

### 17.損害賠償

お客さまは、本サービスに関連して、お客さまの故意または過失により当社に損害を与えた場合、当社に対してその損害を賠償するものとします。

### 18.反社会的勢力の排除

- (1)お客さまは、当社に対し、次の各号の事項を表明し、保証するものとします。
- [1]自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ではないこと
- [2]自らが、反社会的勢力を利用していると認められる者、反社会的勢力の維持運営に協力しまたは関与していると認められる者、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者(以下総称して「反社会的勢力密接関係者」といいます。)ではないこと
- [3] 反社会的勢力または反社会的勢力密接関係者に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと
- [4]自らまたは第三者を利用して、当社または第三者に対し、詐術、暴力的行為もしくは脅迫的言辞を用いた行為をしないこと

### 19.準拠法·裁判管轄

- (1)本契約の効力および解釈等に関しては、すべて日本法を適用するものとします。
- (2)本契約に関する一切の紛争については、名古屋簡易裁判所および名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

## 20.協議

本契約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従いお客さまと当社が協議して解決することとします。

## (別表1)対象設備一覧

種類	メーカー/商品名	型式
家庭用蓄電池	オムロン ソーシアルソリューションズ株式会社	<パワーコンディショナ>
	<商品名>	KPBP-A
	マルチ蓄電プラットフォーム	KPBP-A-S
	KPBP-Aシリーズ	<蓄電ユニット>
		KP-BU65B-S
		KP-BU98B-S
		KP-BU164-S
		KP-BU63-B
		KP-BU127-B
	長州産業株式会社	<パワーコンディショナ>
	<商品名>	PCS-RP1A
	Smart PV multi	PCS-RPS1A
		<蓄電ユニット>
		CB-LMP65A
		CB-LMP98A
		CB-LMP164A
		CB-LMP63A
		CB-LMP127A

## (別表2)併設可能設備一覧

種類	メーカー	型式(メーカー型式) ※括弧内は燃料電池発電ユニット型式
エネファーム	パナソニック株式会社	<都市ガス>
(家庭用燃料電池)		FC-75DR13 (NA-0814ARS-K, NA-0814DRS4-K)
		FC-70ER23 (NA-0715ARS-K)
		FC-70ER13 (NA-0715ARS-KB)
		FC-70FR23 (NA-0715BRS-K)
		FC-70FR13 (NA-0715BRS-KB)
		FC-70GR23 (NA-0717ARS-K)
		FC-70GR13(NA-0717ARS-KB)
		FC-70JR13(NA-0719ARS-KB)
		FC-70LR13(NA-0721ARS-KB, NA-0723ARS-KB)
		<lp#\pi></lp#\pi>
		FC-70GRIP
		FC-70JR1P
		FC-70JR7P
		FC-70LRIP
		FC-70LR7P
	株式会社アイシン	<都市ガス>
		FCCS07A3N (NT-0714ARS-K)
		FCCS07BIN (NT-0716ARS-KC)
		FCCS07B1NJ (NT-0716ARS-KBC)
		FCCS07B2N (NT-0718ARS-KC)
		FCCS07B2NJ (NT-0718ARS-KBC)
		FCCS07C1NH(NT-0720ARS-KC)
		FCCS07C1NJ(NT-0720ARS-KBC)
		FCCS07C2NJ(NT-0722ARS-KBC)
		<lp#x></lp#x>
		FCCS07B1P
		FCCS07B1PJ
		FCCS07B2P
		FCCS07B2PJ
		FCCS07C1PJ
		FCCS07C1PH
		FCCS07C2PJ

# (別表3)基準単価

28.75円/kWh+当該月の燃料費調整単価+当該月の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

※消費税込

※小数点第3位以下切り上げ

※燃料費調整単価は、当社の電気料金算定にあたっての燃料費調整単価

付則

2023年 9月1日 制定

2023年11月1日 改定

2024年 9月26日 改定